

長瀬町告示第76号

長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付要綱を次のように定める。

令和4年8月30日

長瀬町長 大澤 タキ江



長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、原油価格や物価高騰の影響を受けている事業者を支援するため、予算の範囲内において長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金（以下「支援金」という。）を給付することについて、長瀬町補助金等の交付手続等に関する規則（昭和59年長瀬町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 支援金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、別表第1に定める給付要件に該当する法人又は個人事業主で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が長瀬町暴力団排除条例（平成24年長瀬町条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員
- (2) 公共法人、政治団体及び宗教法人
- (3) 経済・文化団体、NPO法人及び公益法人等の非営利的団体
- (4) 申請日において、町税に滞納がある者

2 前項第4号の規定については、徴収猶予の特例を受けている場合は適用しないものとする。

(給付金額)

第3条 支援金の給付金額は、別表第2に定める額とする。

(給付申請等)

第4条 支援金の給付を受けようとする者（以下「給付申請者」という。）は、長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付申請書（様式第1号）に、別表第3に定める必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項に定める書類のうち、町長が公簿によって確認できるものについては、給付申請者の承諾が得られた場合に限り、添付を省略させることができる。

3 給付申請の受付期限は、令和4年11月30日までとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

4 給付申請は、1法人、1個人事業主ごとに、1回限りとする。

（給付決定及び通知等）

第5条 町長は、前条第1項の給付申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支援金の給付又は不給付の決定をしなければならない。

2 町長は、支援金の給付を決定したときは、長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付決定通知書（様式第3号）により給付申請者に通知するものとする。

3 町長は、支援金の不給付の決定をしたときは、長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金不給付決定通知書（様式第4号）により給付申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた給付申請者（以下「給付決定者」という。）は、決定通知日から起算して30日以内に長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金請求書（様式第5号）により支援金の給付を請求しなければならない。

（支援金の給付）

第7条 町長は、前条の規定による支援金の給付請求があったときは、速やかに、給付決定者名義の指定口座に支援金を振り込むものとする。

（給付決定の取消し及び返還）

第8条 町長は、給付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により支援金の給付決定を受けたとき。
- (2) 第2条に定める給付対象者でないことが明らかとなったとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。

2 給付決定の全部又は一部を取り消したときは、長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付決定取消通知書（様式第6号）により給付決定者に通知するものとする。また、当該取消しの部分について既に支援金が給付されているときは、長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金返還命令書（様式第7号）により、支援金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（報告及び検査）

第9条 町長は、本事業の適切な実施状況等を確認するため、給付決定者に対し、必要な報告を求め、又は職員による立入検査をさせることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

給付対象者	給付要件
1 法人	令和4年6月30日以前から、町内又は町外に事業所を有し、かつ事業を開始しており、今後もその事業を継続する意思がある法人で、本町における法人町民税の納税義務者であること。
2 個人事業主	<p>令和4年6月30日以前から、町内又は町外に事業所を有し、かつ事業を開始しており、今後もその事業を継続する意思がある個人事業主で、次の各号のいずれかに該当する者であること。</p> <p>(1) 町内に住所を有する者で、確定申告時の事業所得の区分が営業等で収入を得ていること。</p> <p>(2) 町から農業経営改善計画認定書の交付を受けている認定農業者（法人を除く。）で、確定申告時の事業所得の区分が農業で収入を得ていること。</p> <p>(3) 町外に住所を有し、町内に事業所を有する者で、確定申告時の事業所得の区分が営業等で収入を得ていること。</p> <p>(4) その他、給付金の趣旨に照らして、町長が適当と認めた者</p>

別表第2（第3条関係）

給付対象者	給付金額
1 法人	<p>当該法人が町に納める法人町民税均等割額と同額とし、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1号法人 5万円</p> <p>(2) 2号法人 12万円</p> <p>(3) 3号法人 13万円</p> <p>(4) 4号法人 15万円</p> <p>(5) 5号法人 16万円</p> <p>(6) 6号法人 40万円</p> <p>(7) 7号法人 41万円</p> <p>(8) 8号法人 175万円</p> <p>(9) 9号法人 300万円</p>
2 個人事業主	一律で3万円

別表第3（第4条関係）

給付申請者	添付書類
1 法人	(1) 誓約書（様式第2号） (2) 振込先口座（給付申請者名義）が分かる通帳等の写し (3) 直近の法人税申告書別表第一及び法人事業概要説明書（両面）の写し (4) 町税の滞納額がないことの証明書 (5) 開業後間もないため、(3)が添付できない場合は、法人を設立したことが確認できる書類（法人設立等届出書等）の写し及び事業実態が分かる書類（営業許可書・店舗の写真・売上台帳等）の写し (6) その他町長が必要と認める書類
2 個人事業主	(1) 誓約書（様式第2号） (2) 振込先口座（給付申請者名義）が分かる通帳等の写し (3) 本人確認書類（運転免許証・保険証・住民票等）の写し (4) 町税の滞納額がないことの証明書 (5) 確定申告書等の写し ア 青色申告の場合は、令和3年分の確定申告書B第一・二表及び青色申告決算書の写し イ 白色申告の場合は、令和3年分の確定申告書B第一・二表及び収支内訳書の写し ウ 令和4年1月1日以降に開業したため、申請日時点において確定申告書がない場合は、開業日が確認できる書類（開業届・店舗の賃貸借契約書等）及び事業実態がわかる書類（営業許可証・店舗の写真・売上台帳等）の写し エ 収入の状況等により確定申告の義務がない場合は、令和4年度町民税（住民税）・県民税申告書（令和3年中所得の申告）の写し (6) その他町長が必要と認める書類

長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付申請書

年 月 日

長瀬町長 様

長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付要綱第4条第1項の規定により、申請します。

■ 給付申請者の情報

給付申請額	円				
申請者住所 <small>※法人は本店の所在地 ※個人事業主は自宅住所</small>	〒 ー				
申請者名 <small>※該当する□に☑チェックを付けてください</small>	□ 法人	法人名			
		代表者 職・氏名			
		法人番号 (13桁)	法人号数		
	□ 個人 事業主	氏名			
		生年月日	T・S・H	年 月 日	
給付要件 <small>令和4年6月30日以前から町内外のいずれかで事業を開始しており、今後も事業を継続する意思があること ※該当する□に☑チェックを付けてください。</small>	□ 法人	□ 町内に本店を有する法人			
		□ 町外に本店を有する法人で、町内に事業所を有する法人			
		□ 本町における法人町民税の納付対象法人			
	□ 個人 事業主	□ 町内に住所を有する者で、町内又は町外に事業所を有し、確定申告時の事業所得の区分が営業等で収入を得ている者			
		□ 町外に住所を有する者で、町内に事業所を有し、確定申告時の事業所得の区分が営業等で収入を得ている者			
□ 農業で収入を得ている者で、町から農業経営改善計画認定書の交付を受けている認定農業者(法人除く。)					
連絡先 <small>※日中に連絡が取れる電話番号を記入してください</small>	電話番号		担当者名		
	携帯電話番号		E-mail		

■ 町内事業所の情報

所在地	〒 ー		
店舗名等		電話番号	

※町外に本店を有する法人または町外に住所を有する個人事業主の場合、記入してください。

■ 添付書類の確認

申請者区分	添付書類
<input type="checkbox"/> 法人	<ul style="list-style-type: none"> ●共通 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> (1)誓約書(様式第2号) <input type="checkbox"/> (2)振込先口座(給付申請者名義)が分かる通帳等の写し ※町公会計システムに登録済の口座であれば添付は不要です。 <input type="checkbox"/> (3)町税の滞納額がないことの証明書 <input type="checkbox"/> (4)直近の法人税申告書別表第一及び法人事業概要説明書(両面)の写し 開業後間もないため、確定申告書が提出できない場合 <input type="checkbox"/> (5)法人を設立したことが確認できる書類(法人設立等届出書等)の写し及び 事業実態が分かる書類(営業許可書・店舗の写真・売上台帳等)の写し
<input type="checkbox"/> 個人 事業主	<ul style="list-style-type: none"> ●共通 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> (1)誓約書(様式第2号) <input type="checkbox"/> (2)振込先口座(給付申請者名義)が分かる通帳等の写し ※町公会計システムに登録済の口座であれば添付は不要です。 <input type="checkbox"/> (3)町税の滞納額がないことの証明書 <input type="checkbox"/> (4)本人確認書類(運転免許証・保険証・住民票等)の写し ●青色申告の場合 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> (5)令和3年分の確定申告書B第一・二表及び青色申告決算書の写し ●白色申告の場合 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> (6)令和3年分の確定申告書B第一・二表及び収支内訳書の写し ●収入の状況等により確定申告の義務がない場合 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> (7)令和4年度町民税(住民税)・県民税申告書の写し ●開業後間もないため、確定申告書が提出できない場合 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> (8)開業日が確認できる書類(開業届・店舗の賃貸借契約書等)及び事業実 態が分かる書類(営業許可書・店舗の写真・売上台帳等)の写し

※添付する書類の□に☑チェックを付けてください。

※町使用欄(申請者記入不可)

年 月 日

誓 約 書

長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金(以下「本支援金」という。)の給付申請にあたり、次のとおり誓約します。

- 1 この給付申請に関し、給付要綱第2条に定める給付要件をすべて満たしており、本支援金の給付後も町内において事業を継続する意思があります。
- 2 この給付申請に関し、虚偽その他不正等が判明し、給付要綱第8条の規定による給付決定の取消があったときは、本支援金の給付後にあつては、町の指示に従い本支援金の返還に応じます。
- 3 この給付申請に関し、給付要綱第9条の規定による町から報告・立入検査等の求めがあったときは、これに応じます。
- 4 本支援金の適正な給付等のため、課税データ及び滞納状況等を町が公簿によって確認することを承諾します。(法人及び町外に住所を有する個人事業主は除く)

長瀬町長 様

申請者住所 _____

申請者名【法人】法人名 _____
代表者 _____
職・氏名 _____ 印

【個人事業主】氏名 _____ 印

※申請者本人が署名した場合、押印不要です。

様

長瀬町長

長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付決定通知書

長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金について、次のとおり給付決定をしましたので、長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付要綱第5条の規定により通知します。

1 給付事業の名称 長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金

2 給付決定額 円

3 振込予定日 年 月 日

4 給付決定についての注意点

- (1) 町は、長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付要綱第6条の規定により、給付決定を取り消したときは申請者に通知します。
- (2) 町は、長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付要綱第6条の規定により、給付決定を取り消した者に対し、既に支援金が給付されているときは、支援金の全部又は一部の返還を命じます。
- (3) 町は、長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付要綱第7条の規定により、必要があると認めるときは、支援金の給付を受けた者に対し、必要な事項の報告や資料の提出を求め、又は職員が関係する場所への立入調査を行う場合があります。報告や立入調査等の結果、長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付要綱第2条に定める給付要件を満たしていないことが明らかとなったときは、給付決定の取消し及び返還命令を行います。また、報告や立入調査等に応じない場合も、虚偽の内容を申請したものと推定し、給付決定の取消し及び返還命令を行います。

様

長瀬町長

長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった給付金について、下記により給付しないことに決定しましたので、長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付要綱第5条の規定により通知します。

記

- 1 給付事業の名称 長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金
- 2 不給付の決定の理由

長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金請求書

年 月 日

長瀬町長 様

年 月 日付け、第 号で給付決定された長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金につきまして、長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付要綱第6条の規定により、下記のとおり請求します。

記

■ 給付決定者の情報

請 求 額	円			
給付決定者住所 <small>※法人は本店の所在地 ※個人事業主は自宅住所</small>	千 一			
給付決定者名 <small>※該当する□に☑チェックを付けてください</small>	□ 法 人	法 人 名	印	
		代 表 者 名 職・氏名		
		法人番号 (13桁)	法人号数	
	□ 個 人 事業主	氏 名	印	

■ 振込先口座の情報(町に登録されている口座を指定する場合は、記入不要)

金 融 機 関		<input type="checkbox"/> 銀行	店 名	種 別	口座番号(右詰めで記入)					
		<input type="checkbox"/> 金庫			□普通					
		<input type="checkbox"/> 信組		□当座						
		<input type="checkbox"/> 農協								
ふりがな										
口座名義人										

※給付決定者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、当該法人の名義のもの。)

※ゆうちょ銀行の場合は、「記号番号」を記入せず、「店名」「口座番号」を記入してください。

様

長瀬町長

長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付決定取消通知書

年 月 日付け、第 号で給付決定した長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金について、下記のとおり給付決定を取り消すことに決定したので、長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 支援金給付決定額 _____ 円
- 2 取消の理由

様

長瀬町長

長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金返還命令書

年 月 日付け、第 号で給付決定を取り消した支援金について、長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金給付要綱第8条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 支援事業名 長瀬町原油価格・物価高騰対策事業者支援金
- 2 返 還 額 円
- 3 返 還 期 限 年 月 日
- 4 返 還 理 由